

『藤原町内会のあらまし』 ver. 2405

この度は藤原町内会にご入会ありがとうございます。
当町内会についてその概要をお知らせいたします。

1. 藤原町内会とは

岡山市中区幡多学区の西端に位置する、約500世帯の比較的大きな町内会で、令和4年10月に地方自治法第260条の2による認可地縁団体として法人格を得ました。

(参考：幡多学区全体は24町内会、7600の世帯数)

地図上では、県道藤原中原線を挟んで、『藤原西町』と『藤原』の範囲となります。

2. 町内会費—入会費：1000円/世帯を最初に徴収します。

年間：4000円/世帯（月割の場合340円/世帯）を年度初めに徴収します。

3. 町内会の主な行事

- ・総会：毎年4月から5月に開催する町内会の意思決定会議で「活動方針」「行事」「予算、決算」などを書面にて審議・決議します。（会員全員が表決に参加します）
- ・町内美化活動：毎年6月第一日曜日に町内会全戸で用水やその周辺を清掃します。欠席の場合は、町内美化活動協力金として2000円/世帯を徴収します。
- ・幡多学区スポーツ大会：毎年9月～10月に行われる学区最大のスポーツの祭典で、特にリレー競走は予選・決勝で大いに盛り上がります。
- ・藤原秋祭り：毎年10月に行う歴史ある祭りで、特に子供達によるだんじり町内巡回がメイン行事です。
- ・幡多学区敬老会：毎年10月に開催され、令和5年で第119回となり全国でも最長の地区敬老会になっています。令和5年の参加者は幡多学区全体で250名でした。

4. 藤原公会堂—町内のほぼ中央（住所は、岡山市中区藤原西町二丁目6-43）にあり、町内会員はだれでも利用することができます。利用する場合は予約が必要です。

5. ゴミステーション—藤原町内には13個所のゴミステーションが設置されています。排出は自治体や各組の規則に従ってください。また利用者には、ステーション錠開閉や清掃の当番等をお願いしています。

6. 広報—町内会の連絡事項や行事などは、町内回覧でお知らせします。早めの回覧をお願いします。また、町内会ホームページも開設しています。

URL は <https://townweb.e-okayamacity.jp/c-fujiwara/> となります。（または QR→）



その他、ご不明な点については、お住まいの組の組長さんまでお尋ねください。